野菜価格安定対策事業の推進について

令和5年4月25日付け4農産第4453号-1 農林水産省農産局長通知

一部改正 令和6年4月12日付け5農産第3967号-3

農林水産省農産局長通知

一部改正 令和6年10月1日付け6農産第2465号

農林水産省農産局長通知

第1 事業内容

野菜価格安定対策費補助金交付等要綱(令和4年4月1日付け3農産第3943号農林水産 事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。)の第4各号に掲げる各事業の実施に当た っては、交付等要綱の別記に定めるもののほか、この通知に定めるところによる。

- (1) 野菜需給均衡総合推進対策事業 別記1に定めるとおりとする。
- (2) 指定野菜価格安定対策事業 別記2に定めるとおりとする。
- (3) 契約指定野菜安定供給事業 別記3に定めるとおりとする。
- (4) 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業 別記4に定めるとおりとする。
- (5) 契約特定野菜等安定供給促進事業 別記5に定めるとおりとする。

第2 用語の定義

この通知において使用する用語の定義は、以下のとおりとする。

- (1) 「指定野菜」とは、野菜生産出荷安定法(昭和 41 年法律第 103 号。以下「法」という。)第2条で定義され、野菜生産出荷安定法施行令(昭和 41 年政令第 224 号。以下「施行令」という。)第1条で規定される野菜をいう。
- (2) 「特定野菜」とは、法第 14 条及び野菜生産出荷安定法施行規則(昭和 41 年農林省令 第 36 号。以下「施行規則」という。) 第8条で規定される野菜をいう。
- (3) 「重要野菜」、「調整野菜」及び「一般指定野菜」とは、交付等要綱別記2第6の1 の(3)で規定される野菜をいう。
- (4) 「重要特定野菜」とは、特定野菜のうち農産局長が別に定める野菜をいう。
- (5) 「特認野菜」とは、交付等要綱別記4第2に規定する特定野菜等供給産地育成価格差補給交付金等交付事業の特定野菜等のうち施行規則第8条の「特にその供給の安定を図る必要がある野菜として農林水産大臣が定めるもの」として、施行規則第8条の規定に基づき、同条の農林水産大臣が定める野菜(平成15年10月1日付け農林水産省告示第1535号)にて告示された野菜をいう。
- (6) 「野菜指定産地」とは、法第4条で規定される産地をいう。
- (7) 「登録出荷団体」及び「登録生産者」とは、法第 10 条第 1 項に規定する登録出荷団体 及び登録生産者をいう。
- (8) 「野菜価格安定法人」とは、野菜価格の安定を目的として都道府県の区域を単位として設立された一般社団法人又は一般財団法人をいう。
- (9) 「登録認定農業者等」とは、交付等要綱第3第7号に規定する登録認定農業者等をいう。

第3 その他

- 1 別表に掲げる野菜価格安定対策事業の各事業の申請(別表の当該欄に規定する行為をいう。以下第3において同じ。)を行う場合には、申請者は、別表にて該当する様式の「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート」(以下「チェックシート」という。)に記載された各取組の実施についてチェックすることとする。ただし、出荷団体が申請を行う場合であって、申請者(以下この項及び次項において「申請出荷団体」という。)を通じて野菜価格安定対策事業を利用する出荷団体(以下この項及び次項において「個別出荷団体」という。)がある場合には、当該個別出荷団体がチェックシートを作成することとする。
- 2 1のチェックシートの提出は、別表の申請先の欄に規定する申請先ごとに1枚とする。 1のただし書の場合においては、個別出荷団体は、申請出荷団体へチェックシートを提出 することとし、申請出荷団体は、個別出荷団体が提出したチェックシートを取りまとめて 申告することとする。
- 3 1のチェックシートの提出は、同一事業年度(別表に掲げる各事業に係る独立行政法人農畜 産業振興機構(以下「機構」という。)の一の事業年度をいう。)の申請において一チェック シート作成者につき一回とする。また、当該事業年度に申請を行う指定野菜又は特定野菜全体 について申告するものとする。
- 4 次に掲げる事業におけるチェックシートの提出については、前2項の規定にかかわらず、 機構理事長が定めるところによる。
 - ① 野菜需給均衡総合推進対策事業のうち交付等要綱別記1の第2の1の(2)の緊急需給 調整推進事業
 - ② 本通知別記5別添の契約野菜収入確保モデル事業

附 則 (令和5年4月25日付け4農産4453号-1)

- 1 この通知は、令和5年4月25日から施行する。
- 2 この通知の施行に伴い、特定野菜等供給産地育成価格差補給事業の推進について(昭和51年11月9日付け51食流第6096号農林省食品流通局長通知)、野菜需給均衡総合推進対策事業の運用について(昭和63年7月25日付け63食流第3577号農林水産省食品流通局長通知)、指定野菜における出荷数量の認定について(平成14年4月1日付け13生産第9961号農林水産省生産局長通知)、契約特定野菜等安定供給促進事業の推進について(平成14年8月2日付け14生産第3628号農林水産省生産局長通知)、指定野菜価格安定対策事業の推進について(平成15年9月29日付け15生産第4158号農林水産省生産局長通知)、契約指定野菜安定供給事業の推進について(平成15年9月29日付け15生産第4158号農林水産省生産局長通知)、契約野菜収入確保モデル事業実施要領(平成23年3月31日付け22生産第10948号農林水産省生産局長通知)及び指定野菜価格安定対策事業の推進について第16の2の(2)の規定による「生産局長が定める割合」について(平成27年4月10日付け26生産第3255号農林水産省生産局長通知)は、廃止する。
- 3 前項による廃止の前の契約野菜収入確保モデル事業実施要領に基づく事業については、 なお従前の例による。
- 4 交付等要綱別記3契約指定野菜価格安定供給事業実施要領第6の2に規定する交付予約の申込期限が令和5年8月31日より前である業務区分については、第2項による廃止前の契約指定野菜安定供給事業の推進について別表1を適用する。
- 5 交付等要綱別記5契約特定野菜等安定供給促進事業実施要領第4の2(7)又は(10)の契約の対象出荷期間の開始の日が令和5年9月30日以前である業務区分については、第2項による廃止前の契約特定野菜等安定供給促進事業の推進について別表1及び別表2を適用する。
- 6 本事業に関連する文書中「野菜価格安定対策事業の推進について(令和5年4月1日付 け4農産第4453 号農林水産省農産局長通知)」とあるのは「野菜価格安定対策事業の推

進について(令和5年4月25日付け4農産4453号-1農林水産省農産局長通知)」と読み替えるものとする。

附 則(令和6年4月12日付け5農産第3967号-3)

- 1 この改正は、令和6年4月12日から施行する。
- 2 交付等要綱別記2第6の1(2)に規定する交付予約の申込期限が令和6年8月31日より 前である業務区分については、この通知による改正前の本通知別記1別表2から別表6及 び本通知別記2別表1から別表6を適用する。
- 3 交付等要綱別記3第6の2(2)に規定する交付予約の申込期限が令和6年8月31日より 前である業務区分については、この通知による改正前の本通知別記3別表1を適用する。
- 4 交付等要綱別記4第3の3(2)キ又はケの契約の対象出荷期間の開始の日が令和6年10月1日より前である業務区分については、この通知による改正前の本通知別記4別表1及び別表2を適用する。
- 5 交付等要綱別記5第4の2の(7)又は(10)の契約の対象出荷期間の開始の日が令和6年 10月1日より前である業務区分については、この通知による改正前の本通知別記5別表1 及び別表2を適用する。
- 6 機構理事長が、令和6年4月1日より前に本通知別記5別添第9の2の交付決定を通知 した事業実施主体については、この通知による改正前の本通知別記5別添別表1-1から 別表2-2を適用する。
- 7 本通知別記5別添における対象出荷期間の開始日が令和6年9月1日より前である申込 区分については、この通知による改正前の本通知別記5別添別表1-1から別表2-2を 適用する。

附 則(令和6年10月1日付け6農産第2465号)

- 1 この通知は、令和6年10月1日から施行する。
- 2 この通知による改正後の第3の規定は、別表に掲げる各事業に係る機構の令和7事業年度の申請から適用するものとし、登録生産者が指定野菜価格安定対策事業又は契約指定野菜安定供給事業の令和6事業年度の交付予約の申込みを行う場合等については、なお従前の例による。

別表

番号	事業名	申請	申請先	申請者	チェックシート
金万	争耒名	中謂	甲萌尤	甲語名	ラェックシート
①- 1	野菜需給均衡総合推進対策事業 (うち交付等要綱別記1の第2の1の(1)の生産	本 學 ○ 介知中等 7.	機構	下記②~⑤の各事業に申請を行う者	下記②~⑤の各事業において該当する各様式
① 1	(プラスパマ安標が記100年201001700年度) 出荷団体緊急需給調整事業)	事業、00多加中心の	7双1号	交付等要綱別記1の第2の1の(1)の特定出荷団体等	出荷団体の場合:別添様式第1号(出荷団体向け) 生産者の場合:別添様式第2号(生産者向け)
		交付申請 実績報告	機構	交付等要綱別記1の第2の1の(2)の緊急需給調整推進事業の うち、ア又はイの取組を行う登録出荷団体、共同出荷組織及 び特定出荷団体等(出荷団体の場合)	
①-2	野菜需給均衡総合推進対策事業 (うち交付等要綱別記1の第2の1の(2)の緊急 需給調整推進事業)			交付等要綱別記1の第2の1の(2)の緊急需給調整推進事業の うち、ア又はイの取組を行う登録生産者、相当規模生産者及 び特定出荷団体等(生産者の場合)	
				交付等要綱別記1の第2の1の(2)の緊急需給調整推進事業の うち、イの取組を行う者であって、上記にあてはまらない者 (登録出荷団体等及び共同出荷組織等を構成員とする民間団 体)	別添様式第3-3号(単年度事業用・事業者向け)
2	② 指定野菜価格安定対策事業 交付	交付予約の申込み	146 144	登録出荷団体	別添様式第1号(出荷団体向け)
2	伯 尼野米Ш恰女足刈界事未	文刊予約の中込み	機構	登録生産者	別添様式第2号(生産者向け)
0	to of the department of the total of the tot	大仕圣処の中は 7.	7 (t o th) 3 7. tok +#	登録出荷団体	別添様式第1号(出荷団体向け)
3	契約指定野菜安定供給事業	交付予約の申込み	機構	登録生産者	別添様式第2号(生産者向け)
(4)	特定野菜等供給産地育成価格差補給事業	契約	野菜価格安定法人	交付等要綱別記4の第3の3の(3)の共同出荷組織	別添様式第1号(出荷団体向け)
4	付处對米等供和生地目成個俗定備和事未	关心	野米価俗女足伝入	交付等要綱別記4の第3の3の(4)の相当規模生産者	別添様式第2号(生産者向け)
•	初价帐中服装熔小中件公口准审坐	契約	野菜価格安定法人	交付等要綱別記5の第3の2の(4)の共同出荷組織	別添様式第1号(出荷団体向け)
(5)	契約特定野菜等安定供給促進事業			交付等要綱別記5の第3の2の(5)の相当規模生産者	別添様式第2号 (生産者向け)
	契約野菜収入確保モデル事業	事業実施計画の提出 実績報告	機構	本通知別記5別添の第4の1に定める事業実施主体	別添様式第3-2号(単年度事業用・生産者向け)
6				本通知別記5別添の第4の2及び3に定める事業実施主体	別添様式第3-1号(単年度事業用・出荷団体向け)
				本通知別記5別添の第4の4に定める事業実施主体	別添様式第3-3号(単年度事業用・事業者向け)

別添様式第1号

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート (出荷団体向け)

事業実施年度	令和〇年度
申告者	OOO (△△県)

在:全ての項目にアエックを付けること(アエックン)	一下導入初年度においては、前年度美施状況報告時懶へのプ	エックは不要) 。
(1)野菜の生産に当たり、共同出荷組織等からの営農技 生産者が以下の取組を実施	省導や栽培マニュアル等に即し、	前年度 実施状況報告時 全て実施しました [※該当しない場合も図]	当年度 申請時 全て実施します [※該当しない場合も図]
①適正な施肥 ・肥料の適正な保管 ・肥料の使用状況等の記録・保存に努める ・作物特性やデータに基づく施肥設計を検討 ・有機物の適正な施用による土づくりを検討 ②適正な防除及び生物多様性への悪影響の防止 ・農薬の適正な使用・保管 ・農薬の使用状況等の記録・保存 ・病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める ・病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討 ・多様な防除方法(防除資材、使用方法)を活用した 防除を検討 ③エネルギーの節減 ・農機、ハウス等の電気・燃料の使用状況の記録・保存 に努める ・省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費 をしないように努める	 ④悪臭及び害虫の発生防止・低減に努める ⑤廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分・プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理 ⑥農作業安全対策の実施・農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める・正しい知識に基づく作業安全に努める 		
(2)団体・生産者において環境関係法令の遵守及びみる	どりの食料システム戦略の理解をすること	前年度 実施状況報告時 全て実施しました	当年度 申請時 全て実施します
・環境関係法令を遵守 ・みどりの食料システム戦略に係るパンフレット・チェック	プシート解説書等を読み、基本的な取組内容を理解 アシート解説書等を読み、基本的な取組内容を理解		

別添様式第2号

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート (生産者向け)

事業実施年度	令和〇年度
申告者	000

注:全ての項目にチェックを付けること(チェックシート導入初年度においては、前年度実施状況報告時欄へのチェックは不要)。

	(1)適正な施肥	前年度 実施状況報告時 実施しました 【※該当しない場合も図】	当年度申請時 実施します [※該当しない場合も図]
1	肥料の適正な保管		
2	肥料の使用状況等の記録・保存に努める		
3	作物特性やデータに基づく施肥設計を検討		
4	有機物の適正な施用による土づくりを検討		
	(2)適正な防除	前年度 実施状況報告時 実施しました 【※該当しない場合も図】	当年度申請時 実施します [※該当しない場合も図]
5	農薬の適正な使用・保管		
6	農薬の使用状況等の記録・保存		
7	病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要 否及びタイミングの判断に努める		
8	病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検 討		
9	多様な防除方法(防除資材、使用方法)を活用し た防除を検討		
	(3)エネルギーの節減	前年度 実施状況報告時 実施しました (※該当しない場合も図)	当年度申請時 実施します [※該当しない場合も図]
10	農機、ハウス等の電気・燃料の使用状況の記録・ 保存に努める		
11)	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消 費をしないように努める		

	(4)悪臭及び害虫の発生防止	前年度 実施状況報告時 実施しました 【※該当しない場合も図】	当年度申請時 実施します [※該当しない場合も☑]
12	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める		
	(5)廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分	前年度 実施状況報告時 実施しました [※該当しない場合も図]	当年度申請時 実施します [※該当しない場合も 2]
13	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理		
	(6)生物多様性への悪影響の防止	前年度 実施状況報告時 実施しました [※該当しない場合も図]	当年度申請時 実施します [※該当しない場合も☑]
14)	病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の 要否及びタイミングの判断に努める(再掲)		
15)	多様な防除方法(防除資材、使用方法)を活用 した防除を検討(再掲)		
	(7)環境関係法令の遵守等	前年度 実施状況報告時 実施しました [※該当しない場合も図]	当年度申請時 実施します [※該当しない場合も図]
16	みどりの食料システム戦略の理解		
17)	関係法令の遵守		
18	農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の 実施に努める		
19	正しい知識に基づく作業安全に努める		

別添様式第3-1号

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート (単年度事業用・出荷団体向け)

事業実施年度	令和〇年度
申告者	OOO (ΔΔ県)

注:申請時には「当年度申請時」欄、実績報告時には「当年度実績報告時」欄の全ての項目にチェックを付けること。

上:中语的1018 11 1及中语的11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	一一一人人人模様自己、「協立工での教育にテニックを行けると	0	
(1)野菜の生産に当たり、共同出荷組織等からの営農 生産者が以下の取組を実施	指導や栽培マニュアル等に即し、	当年度 申請時 全て実施します [※該当しない場合も図]	当年度 実績報告時 全て実施しました [※該当しない場合も図]
①適正な施肥 ・肥料の適正な保管 ・肥料の使用状況等の記録・保存に努める ・作物特性やデータに基づく施肥設計を検討 ・有機物の適正な施用による土づくりを検討 ②適正な防除及び生物多様性への悪影響の防止 ・農薬の適正な使用・保管 ・農薬の使用状況等の記録・保存 ・病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める ・病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討 ・多様な防除方法(防除資材、使用方法)を活用した 防除を検討 ③エネルギーの節減 ・農機、ハウス等の電気・燃料の使用状況の記録・保存 に努める ・省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費 をしないように努める	 ④悪臭及び害虫の発生防止・低減に努める ⑤廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分・プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理 ⑥農作業安全対策の実施・農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める・正しい知識に基づく作業安全に努める 		
(2)団体・生産者において環境関係法令の遵守及びみ	どりの食料システム戦略の理解をすること	当年度 申請時 全て実施します	当年度 実績報告時 全て実施しました
・環境関係法令を遵守 ・みどりの食料システム戦略に係るパンフレット・チェック			
♥眼は汁への満穴については、性穴はまとぬにとて上れる炊にはて地字の『	生山沢則子ス決分(亚代1C年決分等70円) - 典用地の上添の汚池は山笠沢則子ス	沙子(中) (III) 手中 (III) 计	·/井/笠100 日 \

別添様式第3-2号

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート (単年度事業用・生産者向け)

事業実施年度	令和〇年度
申告者	000

注:申請時には「当年度申請時」欄、実績報告時には「当年度実績報告時」欄の全ての項目にチェックを付けること。

	(1)適正な施肥	当年度申請時 実施します [※該当しない場合も2]	当年度 実績報告時 実施しました [※該当しない場合も 』]
1	肥料の適正な保管		
2	肥料の使用状況等の記録・保存に努める		
3	作物特性やデータに基づく施肥設計を検討		
4	有機物の適正な施用による土づくりを検討		
	(2)適正な防除	当年度申請時 実施します 【※該当しない場合も27】	当年度 実績報告時 実施しました [※該当しない場合も 』]
⑤	農薬の適正な使用・保管		
6	農薬の使用状況等の記録・保存		
7	病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要 否及びタイミングの判断に努める		
8	病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検 討		
9	多様な防除方法(防除資材、使用方法)を活用し た防除を検討		
	(3)エネルギーの節減	当年度申請時 実施します [※該当しない場合も 2]	当年度 実績報告時 実施しました [※該当しない場合も Ø]
10	農機、ハウス等の電気・燃料の使用状況の記録・ 保存に努める		
11)	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消 費をしないように努める		

<u>ш</u>	f」欄の主じの項目にアエックを刊りること。		
	(4)悪臭及び害虫の発生防止	当年度申請時 実施します 【※該当しない場合も図】	当年度 実績報告時 実施しました [※該当しない場合も☑]
12	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める		
	(5)廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分	当年度申請時 実施します 【※該当しない場合も図】	当年度 実績報告時 実施しました 【※該当しない場合も図】
13	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理		
	(6)生物多様性への悪影響の防止	当年度申請時 実施します [※該当しない場合も図]	当年度 実績報告時 実施しました [※該当しない場合も 27]
14)	病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の 要否及びタイミングの判断に努める(再掲)		
15)	多様な防除方法(防除資材、使用方法)を活用 した防除を検討(再掲)		
	(7)環境関係法令の遵守等	当年度申請時 実施します [※該当しない場合も図]	当年度 実績報告時 実施しました [※該当しない場合も図]
16	みどりの食料システム戦略の理解		
17)	関係法令の遵守		
18	農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の 実施に努める		
19	正しい知識に基づく作業安全に努める		

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート (単年度事業用・事業者向け)

事業実施年度	令和〇年度
申告者	000

注:申請時には「当年度申請時」欄、実績報告時には「当年度実績報告時」欄の全ての項目にチェックを付けること。

	(1)適正な施肥・(2)適正な防除	当年度申請時 実施します [※該当しない場合も図]	当年度 実績報告時 実施しました 【※該当しない場合も図)
1	環境負荷低減に配慮した原料・農産物等の調達を 検討		
	(3)エネルギーの節減	当年度申請時 実施します [※該当しない場合も27]	当年度 実績報告時 実施しました 〔※該当しない場合も図〕
2	オフィス・工場・倉庫・車両等の電気・燃料の使 用状況の記録・保存に努める		
3	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消 費をしないように努める		
4	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検 討		
	(4)悪臭及び害虫の発生防止	当年度申請時 実施します 【※該当しない場合も2】】	当年度 実績報告時 実施しました [※該当しない場合も 図]
5	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める		
	(5)廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分	当年度申請時 実施します 【※該当しない場合も 2 】	当年度 実績報告時 実施しました 【※該当しない場合も 図 】
6	食品ロスの削減に努める		
7	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理		
8	資源の再利用を検討		

	(6)生物多様性への悪影響の防止	当年度申請時 実施します [※該当しない場合も図]	当年度 実績報告時 実施しました [※該当しない場合も 2]
9	排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守		
	(7)環境関係法令の遵守等	当年度申請時 実施します [※該当しない場合も27]	当年度 実績報告時 実施しました [※該当しない場合も 2]
10	みどりの食料システム戦略の理解		
11)	関係法令の遵守		
12	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努め る		
13	機械等の適切な整備と管理に努める		
14)	正しい知識に基づく作業安全に努める		